

福岡県持続化緊急支援金 申請要領

(申請のガイダンス)

中小法人等

「福岡県持続化緊急支援金」を装った詐欺に
ご注意ください

2020年6月23日時点版

はじめに

中小法人等

福岡県持続化緊急支援金とは？

新型コロナウイルスの感染拡大により、大きな影響を受けた事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、**事業全般に広くお使いいただける支援金**を給付するものです。

この支援金は、国の「持続化給付金」の対象とならない事業者に対して、1回限り給付するものです。

給付額

法人は**50万円**、個人事業者は**25万円**

ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。計算の結果、給付額が0円以下となった場合は、支援金の給付はありません。

給付は1回限りとなります。

申請期間

2020年5月2日(土) ~ **7月31日(金)**

対象期間(支援金の給付要件を判定する期間)については、2020年1月から5月までとなります。

注:本ガイドライン内の「年度」とは「事業年度」のことをいう

はじめに

中小法人等

給付対象

【申請要件】

- 2020年1月～5月の期間(以下「対象期間」という。)のうち、ひと月の売上が前年同月比30%以上50%未満減少した月があること。
- **対象期間のうち、前年同月比50%以上減少した月がひと月もないこと。**
- 国の「持続化給付金」を申請していないこと。
別記「誓約事項」で掲げる項目に誓約していただく必要があります。
対象期間のうち、ひと月の売上が前年同月比50%以上減少している月がある場合は、「福岡県持続化緊急支援金」の給付対象となりません。
(例えば、3月の売上が前年同月比50%減少、4月の売上が前年同月比30%減少となるときは、「福岡県持続化緊急支援金」の給付対象となりません。)

【対象者】

- **中堅・中小法人、個人事業者**
- **医療法人、農業法人、NPO法人など、会社以外の法人**

資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。

資本金の額または出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。

確定申告の納税地が福岡県内である事業者が対象(法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地、個人にあっては住所等)。

風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者、政治団体、宗教上の組織もしくは団体は対象外。

概略(申請の流れ)

中小法人等

福岡県持続化緊急支援金の申請手順

- 1 福岡県持続化緊急支援金のホームページにアクセス
- 2 制度の概要を確認の上、メールアドレスを入力
- 3 入力したメールアドレスに、Web申請フォームのURLが記載されていることを確認し、URLへアクセス
セキュリティの関係上、本URLへのアクセスは一度のみとなりますので、必要書類等をご準備のうえで申請をお願いいたします。
- 4 誓約事項を確認の上、同意頂ける場合は手続きを続行
- 5 申請内容の入力・確認を実施
申請者情報 振込口座情報 売上額
- 6 必要書類を添付
申請月の属する事業年度の前々事業年度の確定申告書別表一控え(収受日付が押されているものに限る)、及び法人概況説明書
申請月の属する事業年度の前事業年度の確定申告書別表一控え(収受日付が押されているものに限る)、及び法人概況説明書(確定申告が完了していない事業年度については不要)
2019年1月～2020年5月の月単位の売上がわかる確定申告の基礎となる書類等(及び で提出済の書類を除く)
通帳の写し
役員名簿
特例を利用してご申請される場合は、P28以降に記載する各特例で必要となる書類も添付してください。

申請

福岡県持続化緊急支援金事務局にて、申請内容を確認
申請に不備があった場合は、メールでご連絡いたします。

申請内容に不備等なければ、2週間程度で、ご登録の口座に入金

- 3 収受日付印が押された確定申告書類をお持ちでない場合、P25を参照してください

申請の手続

中小法人等

通常の申請

1. 申請要件を確認する
2. 申請を実施する

申請の特例

通常の申請では不都合が生じる方のみご覧ください。

1. 申請要件を確認する – 給付対象

中小法人等

■ 申請要件・対象者

【申請要件】

2020年1月～5月の期間(以下「対象期間」という。)のうち、ひと月の売上が前年同月比30%以上50%未満減少した月があること。

対象期間のうち、前年同月比50%以上減少した月がひと月もないこと。

国の「持続化給付金」を申請していないこと。

2020年1月以降の売上が前年同月比50%以上減少している月がある場合は、「福岡県持続化緊急支援金」の給付対象となりません。(例えば、5月に申請する場合、3月の売上が対前年同月比50%減少、4月の売上が対前年同月比30%減少となるときは、「福岡県持続化緊急支援金」の給付対象となりません。)

【対象者】

- 中堅・中小法人、個人事業者
- 医療法人、農業法人、NPO法人など、会社以外の法人

資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。

資本金の額または出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。

確定申告の納税地が福岡県内である事業者が対象(法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地、個人にあっては住所等)。

風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者、政治団体、宗教上の組織もしくは団体は対象外。

1. 申請要件を確認する－給付対象例

中小法人等

■ 給付対象(12月決算の場合)

【給付対象となる場合】

2019年度	2019年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	50	60	40	50	60	40	40	60	50	60	40	50
2020年度	2020年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	40	40	24	28	48	対象期間						
減収率	20%	33%	40%	44%	20%							

減収率の求め方: (2019年の各月上 - 2020年同月上) ÷ × 100

減収率(最大): **44%**

→福岡県持続化緊急支援金給付の**対象となります。**

【給付対象とならない場合】

2019年度	2019年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	50	60	40	50	60	40	40	60	50	60	40	50
2020年度	2020年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	40	40	16	28	48	対象期間						
減収率	20%	33%	60%	44%	20%							

減収率の求め方: (2019年の各月上 - 2020年同月上) ÷ × 100

減収率(最大): **60%**

→福岡県持続化緊急支援金給付の**対象となりません。**

1. 申請要件を確認する－給付対象例

中小法人等

■ 給付対象(3月決算の場合) 1/2

【給付対象となる場合】

2018年度	2018年										2019年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	50	60	40	50	60	40	40	60	50	50	50	50	
2019年度	2019年										2020年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	50	60	40	50	60	40	40	60	50	30	40	28	
減収率										40%	20%	44%	
2020年度	2020年										2021年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	40	48	対象期間										
減収率	20%	20%											

減収率の求め方: $(2019年の各月売上 - 2020年同月売上) \div \quad \times 100$

→減収率(最大): **44%**

福岡県持続化緊急支援金給付の**対象となります。**

1. 申請要件を確認する－給付対象例

中小法人等

■ 給付対象(3月決算の場合)2/2

【給付対象とならない場合】

2018年度	2018年										2019年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	50	60	40	50	60	40	40	60	50	50	50	50	
2019年度	2019年										2020年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	50	60	40	50	60	40	40	60	50	30	20	28	
減収率										40%	60%	44%	
2020年度	2020年										2021年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	40	48	対象期間										
減収率	20%	20%											

減収率の求め方: (2019年の各月上上 - 2020年同月上上) ÷ × 100

→減収率(最大): **60%**

福岡県持続化緊急支援金給付の**対象となりません。**

1. 申請要件を確認する – 申請期間・方法

中小法人等

■ 申請期間・方法

1. 申請期間

給付金の申請期間は**2020年5月2日**からとなります
申請内容に不備等が無ければ、2週間程度で給付することを想定して
います(銀行振込)。

2. 申請方法

Web上での申請を基本とします。

- 申請先 <https://www.kinkyushienkin.pref.fukuoka.lg.jp/>

パソコンやスマートフォン等を所有しておらず、Web申請が困難な方のために、
感染症対策を講じたうえで完全予約制の申請支援(必要情報の入力等)を行う
窓口を設置しています。

予約方法等についてはP26のお問い合わせ先へご連絡ください。

- 入力必須事項

商号	営利・非営利区分	法人番号()	業種
従業員数	資本金又は出資額	設立年月日	
決算月	法人住所	代表者情報	
連絡先	振込口座情報	売上額	

Web申請画面で入力する13桁の法人番号は、履歴事項全部証明書に記載されている
12桁の会社法人等番号を基礎番号とし、その先頭に国税庁が定めるルールに従って
決める1桁の検査用数字を付したものとなります。法人番号は「国税庁 法人番号公表サ
イト」で検索も可能です。

- 申請内容を証明する書類等(証拠書類等)

申請月の属する事業年度の前々事業年度の確定申請書類の控

- 確定申告書別表一(収受日付が押されているものに限る)、法人事業概
況説明書

申請月の属する事業年度の前事業年度の確定申告書類の控

- 確定申告書別表一(収受日付が押されているものに限る)、法人事業概
況説明書

(確定申告が完了していない事業年度については不要)

2019年1月～2020年5月の月単位の売上がわかる確定申告の基礎とな
る書類等(及び で提出済の書類を除く)

通帳の写し

役員名簿

特例を利用してご申請される場合は、P28以降に記載する各特例で必要と
なる書類も添付してください。

1. 申請要件を確認する－誓約事項

中小法人等

■ 誓約事項

「福岡県持続化緊急支援金」の給付を受けようとする事業者の方は、以下の項目について、誓約いただく必要があります。

2020年1月～5月の期間(以下「対象期間」という。)のうち、ひと月の売上が前年同月比30%以上50%未満減少した月がありません。

対象期間のうち、前年同月比50%以上減少した月はひと月もありません。

国の持続化給付金の申請をしていません。

「福岡県持続化緊急支援金」の申請は今回が初めてです。

2019年以前から事業により売上を得ており、今後も事業を継続する意思があります。

福岡県が専門家に内容の確認等を行うことに同意します。

福岡県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。

申請書類に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。

福岡県から2020年(度)確定申告書類の求めがあった場合は、これに応じます。

福岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しません。

虚偽が判明した場合は、支援金の返還に応じるとともに、支援金と同額の違約金の支払いに応じます。

1. 申請要件を確認する – 給付額の計算方法

中小法人等

■ 給付額の計算方法

給付額は、50万円を超えない範囲で対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入から、対象月の月間事業収入に12を乗じた金額を差し引きして算出します。(算出した額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)

月間事業収入からの減少率が前年同月比30%以上～50%未満となる月の中で最も小さい売上額の月を【対象月】と呼びます。

【直前の事業年度の例】

(12月決算の場合)

対象月を2020年2月とした場合、年間事業収入を算出する直前事業年度は2019年(2019年1月から2019年12月)となります。

■ 給付額の算出式

S: 給付額(給付の上限は50万円となります)

A: 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入

B: 対象月の月間事業収入

$$S = A - B \times 12$$

計算の結果、給付額が0円以下となった場合は、支援金の給付はありません。

1. 申請要件を確認する – 給付額の算出例(12月決算)

中小法人等

■ 給付額の算出例(12月決算)

【給付金額の算出例 1】

2019年度	2019年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	50	60	40	50	60	40	40	60	50	60	40	50
	合計: 600											
2020年度	2020年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	50	60	24	28	48	対象期間						
減収率	0%	0%	40%	44%	20%							

対象月

- 2019年度の年間売上額 : 600万円
- 2019年3月の月間売上額 : 40万円
- 2020年3月の月間売上額 : 24万円
- 2019年4月の月間売上額 : 50万円
- 2020年4月の月間売上額 : 28万円

- 2019年3月の月間売上額が40万円、2020年3月の月間売上額が24万円で、売上減収率は40%となる
- 2019年4月の月間売上額が50万円、2020年4月の月間売上額が28万円で、売上減収率は44%となる
- 2020年4月の売上減収率が最大であり、30%以上50%未満のため、給付対象となる
- 売上減収率が30%以上50%未満となる月の中で、最も小さい売上額の月は2020年3月であるため、対象月は3月となり、直前の事業年度は2019年度となる

$$600\text{万円} - 24\text{万円} \times 12 = 312\text{万円} > 50\text{万円}$$

(2019年度年間売上) (対象月売上) (上限額)

給付額50万円

1. 申請要件を確認する – 給付額の算出例(3月決算)

中小法人等

■ 給付額の算出例(3月決算) 1/2

【給付金額の算出例 2】

2018年度	2018年										2019年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	50	60	40	50	60	40	40	60	50	60	40	50	
2019年度	2019年										2020年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	50	60	40	50	60	40	40	60	50	60	40	50	
合計: 600													
減収率											0%	0%	0%
2020年度	2020年										2021年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	30	48	対象期間										
減収率	40%	20%											

対象月

- 2019年度の年間売上額 : 600万円
 - 2019年4月の月間売上額 : 50万円
 - 2020年4月の月間売上額 : 30万円
- 2019年4月の月間売上額が50万円、2020年4月の月間売上額が30万円で、売上減収率は40%となる
 → 30%以上50%未満のため、給付対象となる
 → 売上減収率が30%以上50%未満となる月の中で、最も小さい売上額の月は2020年4月であるため、対象月は4月となり、
直前の事業年度は2019年度となる

$$600\text{万円} - 30\text{万円} \times 12 = 240\text{万円} > 50\text{万円}$$

(2019年度年間売上) (対象月売上) (上限額)

給付額50万円

1. 申請要件を確認する – 給付額の算出例(3月決算)

中小法人等

■ 給付額の算出例(3月決算)2/2

【給付金額の算出例 3】

2018年度	2018年										2019年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	50	60	40	50	60	40	40	60	50	60	40	50	
	合計: 600												
2019年度	2019年										2020年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	50	60	40	50	60	40	40	60	50	60	40	30	
減収率										0%	0%	40%	
	対象月												
2020年度	2020年										2021年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	50	48	対象期間										
減収率	0%	20%											

- 2018年度の年間売上額 : 600万円
 - 2019年3月の月間売上額 : 50万円
 - 2020年3月の月間売上額 : 30万円
- 2019年3月の月間売上額が50万円、2020年3月の月間売上額が30万円で、売上減収率は40%となる
- 30%以上50%未満のため、給付対象となる
- 売上減収率が30%以上50%未満となる月の中で、最も小さい売上額の月は2020年3月であるため、対象月は3月となり、
直前の事業年度は2018年度となる

$$600\text{万円} - 30\text{万円} \times 12 = 240\text{万円} > 50\text{万円}$$

(2018年度年間売上) (対象月売上) (上限額)

給付額50万円

申請の手続

中小法人等

通常の申請

1.申請要件を確認する

2.申請を実施する

申請の特例

通常の申請では不都合が生じる方のみご覧ください。

2. 申請を実施する – 基本情報の入力

中小法人等

■ 基本情報の入力

基本情報として下記の項目をご入力ください。

項目名	概要
商号	商号を入力してください
商号(カナ)	商号をカナ表記で入力してください
営利・非営利区分	法人の営利・非営利区分を入力してください
法人番号()	13桁の法人番号を入力してください
業種	日本標準産業分類の大分類で該当の業種を入力してください
従業員数	従業員の数を入力してください
資本金又は出資額	資本金又は出資額を入力してください
設立年月日	設立年月日を西暦で入力してください 履歴事項全部証明書に記載の設立年月日を入力
決算月	決算月を入力してください
所在地郵便番号	法人所在地の郵便番号を入力してください
所在地(納税地)	法人所在地の住所を入力してください
所在地(納税地)(カナ)	法人所在地の住所をカナ表記で入力してください
代表者氏名	代表者氏名を入力してください
代表者氏名(カナ)	代表者氏名をカナ表記で入力してください
連絡先氏名	連絡先となる方の氏名を入力してください
連絡先氏名(カナ)	連絡先となる方の氏名をカナ表記で入力してください
連絡先電話番号	連絡先となる方の電話番号を入力してください
郵便番号	連絡先となる方のお住いの郵便番号を入力してください
郵送先住所	書類の郵送先住所を入力してください
郵送先住所(カナ)	書類の郵送先住所をカナ表記で入力してください
2018年度の合計売上額	2018年度の合計売上額を入力してください
2019年度の合計売上額	2019年度の合計売上額を入力してください
月別売上額	2019年1月～2020年5月の売上額を入力してください 事業を行い売上額が0円の月は、0を入力してください

Web申請画面で入力する13桁の法人番号は、履歴事項全部証明書に記載されている12桁の会社法人等番号を基礎番号とし、その先頭に国税庁が定めるルールに従って決める1桁の検査用数字を付したものとなります。法人番号は「国税庁 法人番号公表サイト」で検索も可能です。

2. 申請を実施する – 口座情報の入力

中小法人等

■ 口座情報の入力

【ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合】

口座情報として下記の項目をご入力ください。

項目名	概要
銀行コード	銀行コードを入力してください
支店コード	支店コードを入力してください
口座種別	普通預金/当座預金から種別を選択してください
口座番号	口座番号を入力してください
口座名義	法人名と一致する口座名義を入力してください
口座名義(カナ)	法人名と一致する口座名義をカナ表記で入力してください

【ゆうちょ銀行の場合】

口座情報として下記の項目をご入力ください。

項目名	概要
記号	口座の記号を入力してください
番号	口座の番号を入力してください
口座名義	法人名と一致する口座名義を入力してください
口座名義(カナ)	法人名と一致する口座名義をカナ表記で入力してください

口座名義は申請される法人名と一致している必要がありますが、法人の代表者名義での入力も可能とします。

2. 申請を実施する – 証拠書類等の添付

中小法人等

■ 証拠書類等の添付

【添付にあたっての注意事項】

申請に当たり、証拠書類等の提出が必要になりますが、添付する際には注意事項がございます。

以下の内容を確認のうえ、添付をお願いいたします。

アップロードできるファイル形式は、pdf、jpg、png、xls、xlsx、doc、docx、ppt、pptx形式となります。

上記ファイル形式以外の場合、エラーとなります

ファイルの容量は、1ファイルにつき4MB、合計2GBまでとなりますので、1ファイルの容量が4MB以上の場合は、ファイルを分割またはファイル容量の縮小をお願いいたします。ただし、ZIP形式での書類添付はできません。

デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した画像ファイルのご提出も可能ですが、細かな文字が読み取れるよう、記載内容がはっきりと映っている画像ファイルの添付をお願いします（写真のファイルサイズが大きすぎる場合は、記載内容がはっきりと分かる範囲で画質を落とす、もしくはサイズを小さくして撮影してください）。

2. 申請を実施する – 証拠書類等の添付：概要

中小法人等

■ 証拠書類等の添付

【添付書類の種類】

申請に当たり、以下5種類の証拠書類等の提出が必要になります。

書類の名前	書類の内容
申請月の属する事業年度の前々事業年度の確定申告書類の控え	申請月の属する事業年度の前々事業年度の確定申告書類の控え • 確定申告書別表一の控え(1枚) • 法人事業概況説明書の控え(2枚) 確定申告書別表一には收受日付印が押されている必要があります。 非営利法人の場合は、対象月の属する事業年度の直前々の事業年度の年間収入がわかる書類を提出ください。
申請月の属する事業年度の前事業年度の確定申告書類の控え	申請月の属する事業年度の前事業年度の確定申告書類の控え • 確定申告書別表一の控え(1枚) • 法人事業概況説明書の控え(2枚) 確定申告書別表一には收受日付印が押されている必要があります。 非営利法人の場合は、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間収入がわかる書類を提出ください。 確定申告が完了していない事業年度については不要
月単位の売上がわかる確定申告の基礎となる書類等	2019年1月～2020年5月の月単位の売上がわかる書類(及び で提出済の書類を除く)
通帳の写し	以下の情報が確認できるもの • 銀行コード • 支店コード • 口座種別 • 口座番号 • 口座名義人
役員名簿	役員の方全員の氏名(カナ)、氏名、生年月日、性別を記載したエクセルファイル(所定のフォーマット)

特例を利用してご申請される場合は、P28以降に記載する各特例で必要となる書類も添付してください。

2. 申請を実施する – 証拠書類等の添付：詳細内容

中小法人等

- 1 確定申告書類の控え

申請月の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度の確定申告書それぞれで、以下2種類の確定申告書類の提出が必要になります。

- 確定申告書別表一の控え(1枚)
(收受日付印が押されている必要があります)
- 法人事業概況説明書の控え(2枚)

非営利法人の場合は、対象月の属する事業年度の前々事業年度前の事業年度の年間収入がわかる書類を提出ください。
画像ファイルで添付する場合は、pdf、jpg、png形式でご提出いただくよう、お願いいたします。

【確定申告書別表一の控え】

【法人事業概況説明書の控え】

e-TAXを通じて申告を行っている場合、P21を参照してください

20 收受日付印が押された確定申告書類をお持ちでない場合、P25を参照してください

2. 申請を実施する – 証拠書類等の添付：詳細内容

中小法人等

- 2 確定申告書類の控え (e-TAXの場合)

申請月の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度の確定申告書それぞれで、以下2種類の確定申告書類の提出が必要になります。

- 確定申告書別表一の控え (1枚)
(確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」が記載されている必要があります)
- 法人事業概況説明書の控え (2枚)
非営利法人の場合は、対象月の属する事業年度の前々事業年度前の事業年度の年間収入がわかる書類を提出ください。
「電子申告の日時」と「受付番号」が記載されていない場合、受信通知の添付が必要となります。
画像ファイルで添付する場合は、pdf、jpg、png形式でご提出いただくよう、お願いいたします。

【確定申告書別表一の控え】

【法人事業概況説明書の控え】

【受信通知】

メール詳細

送信されたデータを受け付けました。
なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

届出先	●●税務署
利用希望電話番号	1234567891234567
氏名又は名称	井村 太郎
受付番号	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
受付日時	2000/00/00 00:00:00
区分	本税 ●定款
種目	所得税及び復興特別税
所得金額	100000円
課税額	100000円
戻り金の税額	100000円
戻り金の税額	100000円
「所得金額」欄について	

申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示された、申告等データが税務署に到達したことが確認できるメール詳細がわかるもの。

2. 申請を実施する – 証拠書類等の添付: 詳細内容

中小法人等

月単位の売上がわかる書類等

2019年1月～2020年5月の月単位の売上がわかる売上台帳等を提出してください。フォーマットの指定はありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上帳等でも問題ありません。ただし、提出するデータが2019年1月～2020年5月のデータであることを確認できる資料を提出してください(2019年 月と明確に記載されている等)。

及び の確定申告書類で提出済みの書類に含まれている月は除いていただいても結構です(例:法人事業概況説明書に記載されていない月の売上について、本項目の証拠書類としてご提出ください)

【提出データフォーマット例】

- 経理ソフトから抽出した売上データ
- エクセルで作成した売上データ
- 手書きの売上帳のコピー等

データはxls、xlsx、doc、docx、ppt、pptx形式、画像ファイルの場合はpdf、jpg、png形式でご提出いただくよう、お願いいたします。

2. 申請を実施する – 証拠書類等の添付 : 詳細内容

中小法人等

通帳の写し

法人名義口座の通帳の写しの提出が必要になります。(法人の代表者名義も可)

提出用の画像ファイルをご準備いただく際には、銀行コード・支店コード・口座種別・口座番号・名義人の確認できるよう、スキャンまたは撮影を行ってください。

電子通帳を利用しており、紙媒体の通帳を所持されていない場合は、電子通帳等の画面画像を提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画面画像を提出してください。

・通帳のオモテ面

預金通帳		
123 4567890	株式会社	様
BANK		

・通帳を開いた1・2ページ目

総合口座					
おなまえ カブシキカイシャ サマ					
通帳限度額は次の通りです	科目	金額	変更後の金額	店番	口座番号
株式会社 銀行					

・電子通帳 画面画像

口座番号			
株式会社 様			
お取引店名			
店番号	XXX	支店名	XXXX
預金種類	決済用残高(普通)	口座番号	XXXX
Web通帳			

！！ご注意ください！！

画像ファイルが不鮮明な場合や、銀行コード・支店コード・口座種別・口座番号・名義人の内、1つでも確認できない場合、振込作業が実施できず、給付金のお支払いができません！

2. 申請を実施する – 証拠書類等の添付：詳細内容

中小法人等

役員名簿

以下の手順に従い、ご準備ください。記入漏れや不要な記入等により、書類に不備があった場合、**お支払いできない可能性がございます。**

1. 申請手続きのトップページに掲載しておりますExcelファイルをダウンロードしてください。

< 申請手続きのトップページ画面イメージ >

申請手続き

詳細な内容につきましては、下記「福岡県持続化緊急支援金申請要領（申請のガイダンス）」をご確認ください

- ※ 福岡県持続化緊急支援金申請要領(法人)はこちら
- ※ 福岡県持続化緊急支援金申請要領(個人事業者)はこちら

必要書類

- ・2018年及び2019年の確定申告書類 ※2019年の確定申告が完了していない場合は、2019年の確定申告書類は不要です
 【法人の場合】確定申告書別表一控え、法人事業概況説明書(収受日付が押されているものに限る)
 【個人の場合】確定申告書第一表控え、所得税青色申告決算書の控え(収受日付が押されているものに限る)
 ※白色申告をしている場合は、所得税青色申告決算書は不要です
- ・2019年すべての月及び2020年1月～申請前月までの月単位の売上がわかる確定申告の基礎となる書類等
 ※開業後1年未満の事業者の場合は、開業以降の月単位の売上がわかる帳簿等
- ・通帳の写し
- ・【法人事業者の場合のみ】役員名簿 ※所定のフォーマットは**こちら**
- ・【個人事業者の場合のみ】本人確認書類
- ・【2019年1月～2019年12月に開業した法人事業者の場合のみ】履歴事項全部証明書
- ・【2019年1月～2019年12月に開業した個人事業者の場合のみ】開業届

Excelファイルを
ダウンロードください

2. 役員の方全員について、以下情報を、所定の書式に従い、漏れなく記入ください。

- 氏名(半角カナ、姓と名は半角スペースで分けてください)
- 氏名(姓と名は全角スペースで分けてください)
- 生年月日(元号、年、月、日)
(元号は半角記号(T:大正、S:昭和、H:平成)を入力ください)
- 性別(半角記号(M:男性、F:女性)を入力ください)

< 役員名簿(Excelファイル) >

役員名簿

1. ご記入時におけるお願い

- ① 記入欄が不足する場合は、行を追加してご記入ください。
- ② 特定の記入内容以外は、絶対に二記入したかないようお願いいたします。
- ③ 外国籍の方で日本名のある場合は、各々を二行に分けてご記入ください。
- ④ アルファベット氏名の場合は、A1欄に半角カタカナ、B1欄に全角カタカナでご記入ください。
- ⑤ 常用漢字ではない文字が氏名に使用されている場合は、漢字字を当ててください。
- ⑥ 適当な固名字がない場合は、欄ごと空白としてください。

2. ご提出時におけるお願い

- a. Excelファイルは、Excelファイルのままアップロードください。PDF、写真でご提出された場合は、書類不備となり、ファイルを再提出いただきます。
- b. **役員の方全員について、所定の書式に従い、A～G欄を漏れなく記入ください。書類に不備があった場合、お支払いできない可能性がございます。**

氏名	氏名	生年月日			性別	
		元号 大正:T 昭和:S 平成:H	年	月		日
例 ニホノ イチロウ	日本 一郎	昭 和	48	7	8	M
2						
3						
4						

2. 申請を実施する – 登録内容・証拠書類等の確認

中小法人等

■ 登録内容の確認

- ご確認事項への同意(記載内容の確認後ボタンを押下)
- 下記入力情報に誤りがないか確認
 - 基本情報(申請者情報・連絡先情報・売上額)
 - 口座情報

■ 証拠書類等の確認

- 下記添付資料に誤りがないか確認
 - 申請月の属する事業年度の前々事業年度の確定申告書類の控え
 - 確定申告書別表一の控え(1枚)
(収受日付が押されているものに限る)
 - 法人事業概況説明書の控え(2枚)
 - 申請月の属する事業年度の前事業年度の確定申告書類の控え
 - 確定申告書別表一の控え(1枚)
(収受日付が押されているものに限る)
 - 法人事業概況説明書の控え(2枚)
- 2019年1月～2020年5月の月単位の売上がわかる確定申告の基礎となる書類等(及び で提出済の書類を除く)
- 通帳の写し
役員名簿
- 特例を利用してご申請される場合は、P28以降に記載する各特例で必要となる書類も添付してください。

確定申告書に収受日付印がない場合は、税務署にて確定申告書の閲覧申請を手続きください。閲覧申請は、納税地を所管する税務署の窓口で受け付けております。税務署にて、申告書等閲覧申請書にご記入の上、本人確認書類(運転免許証、健康保険証、個人番号カード等)をご提示ください。

なお、必ず正式な手続き詳細については国税庁HPの「申告書等閲覧サービスの実施について(事務運営指針)」のページをご確認いただき、お手続きをお願いいたします。

2. 申請を実施する – 申請後の流れ・不正受給時の対応

中小法人等

■ 申請後の流れ

申請時に登録頂いた情報・証拠書類等の確認を実施させていただきます。申請内容・証拠書類に不備がない場合は、2週間程度でご登録いただいた口座にお振込みいたします。

なお、2週間程度でのお振込みは目安となりますので、2週間以降にお振込みとなる場合がございます。

申請内容において確認させていただきたい事項が発生した場合、登録頂いたメールアドレス宛に連絡させていただきます。

■ 不正受給時の対応

申請時に登録頂いた情報・証拠書類等について、不審な点が見受けられる場合、調査を実施する場合がございます。

調査の結果、不正受給と判断した場合は、給付金の返還に加え、同額の違約金の支払いの対応を求める可能性がございます。

申請に必要な手続きは以上になります

お問い合わせ先

ご不明点等ございましたら、以下番号までご連絡ください。

福岡県持続化緊急支援金 相談窓口
0570 - 094894 (平日9:00 ~ 17:00)

「福岡県持続化緊急支援金」を装った詐欺にご注意ください

申請の手続

中小法人等

通常の申請

- 1.申請要件を確認する
- 2.申請を実施する

申請の特例

通常の申請では不都合が生じる方のみご覧ください。

特例でのご申請の場合、内容の確認等に時間を要するため、給付までに通常よりも時間を要する場合がございます。

証拠書類等及び給付額の算定に関する特例

中小法人等

証拠書類等に関する特例

A

対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告が完了していない法人に対する特例

給付額に関する特例

B-1-

創業特例

2019年1月から12月までの間に設立した法人に対する特例

B-1-

2020年創業特例

2020年1月から3月までの間に設立した法人に対する特例

B-2

季節性収入特例

月当たりの事業収入の変動が大きい法人に対する特例

B-3

合併特例

事業収入を比較する2つの月の間に合併を行った法人に対する特例

B-4

連結納税特例

連結納税を行っている法人に対する特例

B-5

罹災特例

2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する法人に対する特例

B-6

法人成り特例

事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化した者に対する特例

特例でのご申請の場合、内容の確認等に時間を要するため、給付までに通常よりも時間を要する場合がございます。

A. 直前の事業年度の確定申告が完了していない 法人に対する特例(1 / 2)

中小法人等

■ 特例の内容

直前の事業年度の確定申告の申告期限前である場合や、申告期限が延長されている場合等、相当の事由により対象月の直前の事業年度の確定申告書類が提出できない場合、以下特例の適用対象となります。

- 以下の書類を代替の証拠書類等として提出することができます。
- 申請月の属する事業年度の前々事業年度の確定申告書類

【当特例適用時に提出頂く証拠書類等】

- 申請月の属する事業年度の前々事業年度の確定申告書類の控え
- 確定申告書別表一の控え(1枚)
(收受印が押されているものに限る)
 - 法人事業概況説明書の控え(2枚)

月単位の売上がわかる帳簿等(で提出済みの書類を除く)

通帳の写し

A. 直前の事業年度の確定申告が完了していない 法人に対する特例(2 / 2)

中小法人等

■ 特例の内容

【特例適用時の算出例】

2019年度の確定申告が未了のため、2018年度の確定申告書類を提出する場合(決算月3月、2020年5月中に申請した場合)

• 給付額の算出式

$$S = A \quad B \times 12$$

S: 給付額(上限50万円)

A: 対象月の属する事業年度の2つ前の事業年度の年間事業収入(特例適用の場合)

B: 対象月の月間事業収入

< 2018年度(年間事業収入: 600万円) > 単位: 万円

年	2018年										2019年		
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
万円	50	60	40	50	60	40	40	60	50	60	40	50	

< 2019年度 >

年	2019年										2020年		
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
万円	50	50	40	50	60	40	40	60	50	60	40	50	
減収率(%)										0	0	0	

< 2020年度 > 2019年5月の売上減収率が30%以上50%未満

年	2020年										2021年		
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
万円	50	30											
減収率(%)	0	40											

対象月

$$600万円 - 30万円 \times 12 = 240万円 > 50万円$$

給付額 50万円

2020年の月間売上額の前年同月比の計算は、2019年の売上額に基づいて行う

B-1- 創業特例(1/2) (2019年1月から12月までの間に設立した法人)

中小法人等

■ 特例の内容

2019年1月から12月までの間に設立した法人は、下記適用条件を満たし、かつ新規設立を確認できる書類を提出する場合に限り、特例の算定式の適用を選択することができます。

2019年12月2日以降に創業した場合で、12月の実際の操業日数が少ない又は無いために下記の給付条件を満たさず、給付を受けられない方は、2020年創業特例を選択することができます。

- 適用条件

2020年の対象月の月間収入が、2019年の月平均の事業収入に比べて30%以上50%未満減少している場合

- 給付額の算出式

$$S = A \div M \times 12 - B \times 12$$

S:給付額(上限50万円)

A:2019年の年間売上額

M:2019年の設立後月数(設立した月は操業日数に関わらず、1ヵ月とみなす)

B:対象月の月間売上額

【証拠書類等】

申請月の属する事業年度の前事業年度の確定申告書類の控え(確定申告書別表一(收受印が押されているものに限る)、法人事業概況説明書)

決算期末到来等の理由により、確定申告が未完了の場合は、確定申告書類の控えに代わり、法人設立届出書を提出してください。法人設立届出書は設立年月日が2019年12月31日以前、かつ提出日が2020年4月1日以前であり、受付印が捺印されているものを提出してください。

2019年の法人設立月～2020年5月の月単位の売上がわかる確定申告の基礎となる書類等(で提出済みの書類を除く)

通帳の写し

役員名簿

履歴事項全部証明書

当特例を適用する場合、履歴事項全部証明書の提出が必要です。ただし、会社設立の年月日が2019年1月1日から12月31日のものに限りです。

履歴事項全部証明書は法務局のHPで、オンライン発行が可能です。

非営利法人の場合、根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類等でも可能です。

特例計算シート

申請手続きのトップページに掲載のエクセルファイルをダウンロードし、全ての入力項目をご記入のうえ、添付してください。

B-1- 創業特例(2 / 2)
(2019年1月から12月までの間に設立した法人)

中小法人等

■ 特例の内容

【特例適用時の算出例】

2019年10月に開業し、5月を対象月とした場合

- 2019年の売上額合計: 150万円
- 月平均の売上額: 50万円

< 2019年度 >

年	2019年									2020年		
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
万円							40	60	50	60	50	50

2019年の月平均の売上額に比べて30%以上50%未満の減少

< 2020年度 >

年	2020年									2021年		
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
万円	50	30										

対象月

2019年の年間売上額 = 150万円

2019年の開業月数 = 3ヶ月

2019年の月平均売上額 = 50万円

2020年5月の売上額 = 30万円

➤ 2019年の月平均売上額が50万円、2020年5月の月間売上額が30万円で、売上減収率は40%となる

→ 30%以上50%未満のため、給付対象となる

→ 売上減収率が30%以上50%未満となる月の中で、最も小さい売上額の月は2020年5月であるため、対象月は5月となる

$$150万円 \div 3 \times 12 - 30万円 \times 12 = 240万円 > 50万円$$

給付額 50万円

B-1- .2020年創業特例(1 / 2) (2020年1月から3月までの間に設立した法人)

中小法人等

■ 特例の内容

2020年1月から3月までの間に設立した法人は、下記適用条件を満たし、かつ新規設立を確認できる書類を提出する場合に限り、特例の算定式の適用を選択することができます。

- 適用条件
2020年の対象月の月間収入が、2020年の設立月から3月までの平均売上額に比べて30%以上50%未満減少している場合

- 給付額の算出式

$$S = A \div M \times 12 - B \times 12$$

S:給付額(上限50万円)

A:2020年の設立月から3月までの売上額合計

M:2020年の設立月から3月までの月数(設立した月は、操業日数にかかわらず、1ヵ月とみなす)

B:対象月の月間売上額

【証拠書類等】

申請月の属する事業年度の前事業年度の確定申告書類の控え(確定申告書別表一(収受印が押されているものに限る)、法人事業概況説明書)

決算期末到来等の理由により、確定申告が未完了の場合は、確定申告書類の控えに代わり、法人設立届出書を提出してください。法人設立届出書は設立年月日が2020年1月1日から3月31日までで、かつ提出日が2020年6月1日以前であり、受付印が捺印されているものを提出してください。

履歴事項全部証明書

会社設立の年月日が2020年1月1日から3月31日のものに限りです。

非営利法人の場合、根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類等でも可能です。

2020年の法人設立月～2020年5月の月単位の売上がわかる確定申告の基礎となる書類等

通帳の写し

役員名簿

特例計算シート

申請手続きのトップページに掲載のエクセルファイルをダウンロードし、全ての入力項目をご記入のうえ、添付してください。

B-1- .2020年創業特例(2 / 2)
(2020年1月から3月までの間に設立した法人)

中小法人等

■ 特例の内容

【特例適用時の算出例】

2020年1月に設立した場合

- 2020年の設立月から2020年3月までの売上額合計: 270万円
- 2020年の設立月から2020年3月までの月平均の売上額: 90万円

年	2020年											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
万円	70	100	100	70	50							

対象月

2020年の設立月から3月までの売上額合計 = 270万円

2020年の設立月数 = 3ヶ月

2020年の設立月から3月までの月平均売上額 = 90万円

2020年5月の売上額 = 50万円

- 月平均の売上額が90万円、2020年5月の月間売上額が50万円で、売上減収率は約44%となる
- 売上減収率が30%以上50%未満であり、50%以上となっている月も存在しないため、給付対象となる
- 売上減収率が30%以上50%未満となる月の中で、最も小さい売上額の月は2020年5月であるため、対象月は5月となる

$$270万円 \div 3 \times 12 - 50万円 \times 12 = 480万円 > 50万円$$

給付額 50万円

B - 2. 季節性収入特例(1 / 3) (月当たりの事業収入の変動が大きい法人)

中小法人等

■ 特例の内容

収入に季節性がある場合など、**特定期間の事業収入が年間事業収入の大部分を占める事業者**については、下記の適用条件を満たす場合に限り、特例の算定式の適用を選択することができます。

ただし、**法人事業概況説明書を提出しており、月次の事業収入が記載されている場合のみ**、当該特例を選択することができます。

- 適用条件： および の両方を満たす必要があります。

少なくとも2020年の任意の1か月を含む連続した3か月(以下「対象期間」という)の事業収入の合計が、前年同期間の3か月(以下「基準期間」という)の事業収入の合計と比べて30%以上50%未満減少していること。

基準期間の事業収入の合計が、基準期間の属する事業年度の年間事業収入の50%以上占めること。ただし、基準期間が複数の事業年度にまたがる場合は、基準期間の事業収入の合計が、基準期間の終了月の属する事業年度の年間事業収入の50%以上を占めること。

【証拠書類等】

基準期間の属する事業年度の確定申告書類の控え(確定申告書別表一(収受印が押されているものに限る)、法人事業概況説明書)

基準期間が複数の事業年度にまたがる場合には、当該期間の全ての期間分の確定申告書類の控えを提出してください。

基準期間の開始月～2020年5月の月単位の売上がわかる確定申告の基礎となる書類等(で提出済みの書類を除く)

通帳の写し

役員名簿

特例計算シート

申請手続きのトップページに掲載のエクセルファイルをダウンロードし、全ての入力項目をご記入のうえ、添付してください。

B - 2. 季節性収入特例(2 / 3) (月当たりの事業収入の変動が大きい法人)

中小法人等

■ 特例の内容

・給付額の算定式

$$S = A - B$$

S : 給付額(上限50万円)

A : 基準期間の事業収入の合計

B : 対象期間の事業収入の合計

【例】

毎年2月頃に収入が大きい場合で、決算月が12月で連続する3か月が事業年度をまたがないパターン

この場合、2019年度の確定申告書類の控えを提出してください。

< 2019年度(年間事業収入:650万円、基準期間事業収入:600万円) >

年	2019年											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
万円	150	300	150	10	10	0	0	0	0	0	0	30

基準期間

< 2020年度(対象期間事業収入:400万円) >

年	2020年											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
万円	100	200	100	10	10							

対象期間

● 適用条件

基準期間の事業収入の合計 $150 + 300 + 150 = 600$ 万円

対象期間の事業収入の合計 $100 + 200 + 100 = 400$ 万円

条件 : 減少率 = $(600 - 400) \div 600 \times 100 = 33\%$ (満たす)

条件 : $600 \div 650 \times 100 = 92\%$ (満たす)

基準期間の属する事業年度は2019年度のため、2019年度の年間事業収入650万円と比較する

● 給付額

$600 - 400 = 200$ 万円 > 50万円
 基準期間の事業収入 対象期間の事業収入

給付額 50万円

B - 2. 季節性収入特例(3 / 3) (月当たりの事業収入の変動が大きい法人)

中小法人等

■ 特例の内容

【例】

毎年3月頃に収入が大きい場合で、決算月が3月で連続する3か月が事業年度をまたぐパターン

この場合、2018年度・2019年度の確定申告書類の控えの2つを提出ください。

< 2018年度 >

年	2018年										2019年		
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
万円	60	10	10	10	10	20	20	20	30	30	70	120	

< 2019年度(年間事業収入: 350万円) >

基準期間

年	2019年										2020年		
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
万円	60	20	20	10	10	20	20	20	30	30	40	70	

< 2020年度 >

対象期間

年	2020年										2021年		
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
万円	40	20											

● 適用条件

基準期間の事業収入の合計 $70 + 120 + 60 = 250$ 万円

対象期間の事業収入の合計 $40 + 70 + 40 = 150$ 万円

条件 : 減少率 = $(250 - 150) \div 250 \times 100 = 40\%$ (満たす)

条件 : $250 \div 350 \times 100 = 71\%$ (満たす)

基準期間が複数の事業年度をまたがり、基準期間の終了月の属する事業年度は2019年度のため、2019年度の年間事業収入350万円と比較する

● 給付額

$250 - 150 = 100$ 万円 > 50万円

基準期間の事業収入 - 対象期間の事業収入

給付額 50万円

B - 3. 合併特例(1 / 3) (合併を行った法人)

中小法人等

■ 特例の内容

事業収入の減少を比較する2つの月の間に合併を行った場合であり、対象月の月間事業収入が、前年同月の合併前の各法人事業収入の合計から30%以上50%未満減少している場合、添付書類を提出することにより、特例の算定式を適用することができます。

2019年以前に合併を行った法人は、当該特例は適用できません。ただし、2019年1月から12月の間に合併した場合は、「**B - 1 創業特例**」の適用が可能です。

【証拠書類等】

合併前の法人のそれぞれの2019年の年間事業収入がわかる確定申告書類の控え(確定申告書別表一(収受印が押されているものに限る)、法人事業概況説明書)

2019年中に複数の事業年度が存在する場合は、2019年中の全ての月間事業収入がわかる確定申告書類の控えを提出してください。

2019年の1月～2020年5月の月単位の売上がわかる確定申告の基礎となる書類等(で提出済みの書類を除く)

合併前の全ての法人と合併後の法人について提出ください。

通帳の写し

役員名簿

履歴事項全部証明書

合併年月日が2020年1月以降であり、かつ事業収入を比較する2つの月の間であることが条件です。

特例計算シート

申請手続きのトップページに掲載のエクセルファイルをダウンロードし、全ての入力項目をご記入のうえ、添付してください。

B - 3. 合併特例 (2 / 3) (合併を行った法人)

中小法人等

■ 特例の内容

- 給付額の算出式

$$S = A - B \times 12$$
 S: 給付額
 A: 合併前の各法人の2019年の年間事業収入の合計
 B: 合併後の法人の対象月の事業収入
- 適用要件: 合併日は以下の条件を満たすこと
 → 2020年1月以降、かつ対象月以前であること(対象月と同月も可能)

【特例適用時の算出例】

2020年2月にX社とY社が合併してZ社となった場合で、4月が対象月のパターン

年	2019年											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
X社	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
Y社	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
Z社	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

年	2020年											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
X社	30	-	-	-	-							
Y社	20	-	-	-	-							
Z社	-	50	50	30	50							

合併

対象月

2019年のX社・Y社の年間売上額 = (30万円 + 20万円) × 12か月 = 600万円

2019年4月のX社・Y社の月間売上額 = (30万円 + 20万円) = 50万円

2020年4月のZ社の月間売上額 = 30万円

- 2019年4月の売上額が50万円、2020年4月の月間売上額が30万円で、売上減少率は40%となる。
- 30%以上50%未満のため、給付対象となる。
- 売上減少率が30%以上50%未満となる月の中で、最も小さい売上額の月は2020年4月であるため、対象月は4月となる。
- 合併日は2020年2月であり、対象月よりも以前の月なので適用要件を満たす
 $600万円 - 30万円 \times 12 = 240万円 > \underline{50万円}$

給付額 50万円

B - 3. 合併特例(3 / 3) (合併を行った法人)

中小法人等

■ 特例の内容

■ 適用要件を満たさない場合

- 適用要件: 合併日は以下の条件を満たすこと
→ 2020年1月以降、かつ対象月以前であること(対象月と同月も可能)

【特例適用時の算出例】

2020年3月にX社とY社が合併してZ社となった場合で、1月が対象月のパターン

年	2019年											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
X社	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
Y社	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
Z社	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

年	2020年											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
X社	20	-	-	-	-							
Y社	10	-	-	-	-							
Z社	-	50	50	50	50							

↑
対象月

↓
合併

2019年のX社・Y社の年間売上額 = (30万円 + 20万円) × 12か月 = 600万円

2019年1月のX社・Y社の月間売上額 = 50万円

2020年1月のX社・Y社の月間売上額 = 30万円

- 2019年1月の売上額が50万円、2020年1月の月間売上額が30万円で、売上減少率は40%となる
- 30%以上50%未満のため、給付対象となる
- 売上減少率が30%以上50%未満となる月の中で、最も小さい売上額の月は2020年1月であるため、対象月は1月となる
- 合併日は2020年2月であり、対象月以後の月なので**適用要件を満たさない**
- 事業収入を比較する2つの月の間に合併をしていないため、**当該特例の適用対象外**となる

B - 4.連結納税特例 (連結納税を行っている法人)

中小法人等

■ 特例の内容

連結納税を行っている法人は、それぞれの法人が給付対象の申請要件を満たしている場合、各法人ごとに給付申請を行うことができます。
各法人ごとに申請を行う場合は、各法人の直近の事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書を確定申告書類の控えの代替として提出してください。

- 給付額の算出式(通常申請と同様になります)

$$S = A - B \times 12$$

S:給付額

A:対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入

B:対象月における月間事業収入

【証拠書類等】

連結法人税の個別帰属額等の届出書(収受印が押されているものに限る)と法人事業概況説明書

申請月の属する事業年度の前々事業年度及び前事業年度分を提出ください。

申請する法人について、2019年の1月～2020年5月の月単位の売上がわかる確定申告の基礎となる書類等(で提出済みの書類を除く)

通帳の写し

役員名簿

特例計算シート

申請手続きのトップページに掲載のエクセルファイルをダウンロードし、全ての入力項目をご記入のうえ、添付してください。

【例】

親会社Xが子会社A～Dの4社を連結納税している場合

親会社X			
子会社A	子会社B	子会社C	子会社D
•資本金15億円 •前年同月比で売上額が30%以上50%未満で減少	•資本金1億円 •前年同月比で売上額が50%以上減少	•資本金1億円 •前年同月比で売上額が30%以上50%未満で減少	•資本金1000万円 •前年同月比で売上額が30%以上50%未満で減少
資本金が要件外	売上減少が要件外	申請可能	申請可能

- 子会社Aと子会社Bは、給付要件を満たしていないので、申請対象外となります。
- 子会社Cと子会社Dは、給付要件を満たしますので、C社とD社それぞれについて、上記～の書類を準備頂き、それぞれの会社について申請を行うことができます。

B - 5.罹災特例(1 / 4) (罹災の影響を受けた事業者)

中小法人等

■ 特例の内容

災害の影響を受けて、本来よりも2019年の事業収入等が下がっている場合は、2018年又は2019年の罹災証明書等(発行する地域によって名称が異なるため、同義の書類であれば証拠書類等として認められます)を提出する場合に限り、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の事業収入に代えて、罹災した前年度の事業収入と比較して、給付額を算定することができます。確定申告書類の控えは、罹災証明書の前事業年度のものをご提出してください。

■ 適用要件

2020年1月～5月の期間のうち、ひと月の売上が、**罹災証明等を受けた日の前年**同月比30%以上50%未満減少した月があります。

【証拠書類等】

罹災証明等を受けた日の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書類の控え(確定申告書別表一(収受印が押されているものに限る)、法人事業概況説明書)

罹災証明等を受けた日の前年および2020年1月～5月の月次売上台帳(で提出済みの書類の記載分を除く)

通帳の写し

役員名簿

罹災証明書等

発行年は、2018年又は2019年のものに限りませ

特例計算シート

申請手続きのトップページに掲載のエクセルファイルをダウンロードし、**全ての入力項目をご記入**のうえ、添付してください。

B - 5. 罹災特例 (2 / 4) (罹災の影響を受けた事業者)

中小法人等

■ 特例の内容

- 給付額の算出式

$$S = A \quad B \times 12$$

S: 給付額 (上限 50 万円)

A: 罹災証明等を受けた日の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入

B: 対象月の月間事業収入

【例】2019年2月～9月に罹災の影響を受け、2019年3月に罹災証明等を受けた場合 (12月決算)

この場合は、2018年度の確定申告書類の控えを提出してください。

< 2018年度 (年間事業収入: 600万円) >

年	2018年											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
万円	50	50	50	50	60	40	40	60	50	60	40	50

< 2019年度 > ■: 罹災の影響を受けた月 □: 罹災証明等を受けた日

年	2019年											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
万円	25	25	25	25	30	20	20	30	25	30	40	50

< 2020年度 >

年	2020年											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
万円	50	30	40	40	48							

対象月

罹災証明等を受けた日の前年の2018年2月の月間事業収入: 50万円

2020年2月の月間事業収入: 30万円

➤ 減少率 = $(50 - 30) \div 50 \times 100 = 40\%$

→ 30%以上50%未満のため、給付対象となる

→ 売上減少率が30%以上50%未満となる月の中で、最も小さい売上額の月は2020年2月であるため、対象月は2月となる

- 給付額

罹災証明等を受けた日の前事業年度の2018年度の年間事業収入: 600万円

対象月の月間事業収入: 30万円

$$600 - 30 \times 12 = 240万円 > 50万円$$

→ 給付額 50万円

B - 5. 罹災特例 (3 / 4) (罹災の影響を受けた事業者)

中小法人等

■ 特例の内容

【例】2019年1月～6月に罹災の影響を受け、2019年2月に罹災証明等を受けた場合(3月決算)

この場合は、2017年度の確定申告書類の控えを提出してください。

< 2017年度(年間事業収入:600万円) >

年	2017年									2018年		
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
万円	50	50	50	50	60	40	40	60	50	60	40	50

< 2018年度 > ■ : 罹災の影響を受けた月 □ : 罹災証明等を受けた日

年	2018年									2019年		
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
万円	50	50	50	50	60	40	40	60	50	30	20	25

< 2019年度 >

年	2019年									2020年		
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
万円	25	25	25	50	60	40	40	60	50	60	40	30

< 2020年度 >

対象月

年	2020年									2021年		
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
万円	40	40										

罹災証明等を受けた日の前年の2018年3月の月間事業収入: 50万円

2020年3月の月間事業収入: 30万円

➤ 減少率 = $(50 - 30) \div 50 \times 100 = 40\%$

→ 30%以上50%未満のため、給付対象となる

→ 売上減少率が30%以上50%未満となる月の中で、最も小さい売上額の月は2020年3月であるため、対象月は3月となる

• 給付額

罹災証明等を受けた日の前事業年度の2017年度の年間事業収入: 600万円

対象月の月間事業収入: 30万円

$600 - 30 \times 12 = 240$ 万円 > 50万円

→ 給付額 50万円

B - 5. 罹災特例 (4 / 4) (罹災の影響を受けた事業者)

中小法人等

■ 特例の内容

【例】2018年10月～2019年3月に罹災の影響を受け、2018年12月に罹災証明等を受けた場合(12月決算)

この場合は、2017年度の確定申告書類の控えを提出してください。

< 2017年度(年間事業収入: 600万円) >

年	2017年											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
万円	50	50	50	50	60	40	40	60	50	60	40	50

< 2018年度 > ■ : 罹災の影響を受けた月 □ : 罹災証明等を受けた日

年	2018年											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
万円	50	50	50	50	60	40	40	60	50	30	20	25

< 2019年度 >

年	2019年											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
万円	25	25	25	50	60	40	40	60	50	60	40	50

< 2020年度 >

年	2020年											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
万円	50	30	40	40	48							

対象月

罹災証明等を受けた日の前年の2017年2月の月間事業収入: 50万円

2020年2月の月間事業収入: 30万円

➤ 減少率 = $(50 - 30) \div 50 \times 100 = 40\%$

→ 30%以上50%未満のため、給付対象となる

→ 売上減少率が30%以上50%未満となる月の中で、最も小さい売上額の月は2020年2月であるため、対象月は2月となる

• 給付額

罹災証明等を受けた日の前事業年度の2017年度の年間事業収入: 600万円

対象月の月間事業収入: 30万円

$600 - 30 \times 12 = 240万円 > 50万円$

→ 給付額 50万円

B - 6. 法人成り特例(1 / 4) (個人事業者から法人化した者)

中小法人等

■ 特例の内容

事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化した場合は、「法人設立届出書」または「個人事業の開業・廃業届出書」と、「履歴事項全部証明書」を提出することで、法人の確定申告書類の控えと個人事業者の確定申告書類の控えを比較して申請を行うことができます。

給付額の上限額に関しては、

法人設立日が**2020年4月1日まで**の場合は上限が**50万円**になります。

法人設立日が**2020年4月2日以降**の場合は上限は**25万円**になります。

2019年1月から12月の間に法人化した法人は、当該特例は適用できません。ただし、「**B - 1 創業特例**」の適用が可能です。

【証拠書類等】

個人事業者として提出した2019年の確定申告書類の控え

➤ 青色申告の場合：

2019年の確定申告書第一表の控え、及び所得税青色決算書の控え(少なくとも、2019年の確定申告書第一表の控えには収受日付印が押印されていること)

➤ 白色申告の場合：

2019年の確定申告書第一表の控え(2019年の確定申告書第一表の控えには収受日付印が押印されていること)

2019年1月～2020年5月の月単位の売上がわかる確定申告の基礎となる書類等(で提出済みの書類を除く)

通帳の写し

役員名簿

法人設立届出書

「**設立形態**」欄で、「**個人企業を法人組織とした法人である場合**」が選択されており、「**整理番号**」欄に**個人の確定申告の番号**を記載していること。

個人事業の開業・廃業届出書

「**廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合**」欄に記載があり、その**法人名・代表者名**が申請内容と一致していること

履歴事項全部証明書

会社設立の年月日が**2020年1月以降**であり、かつ**事業収入を比較する2つの月の間**であること。

履歴事項全部証明書は法務局のHPで、オンライン発行が可能です。

非営利法人の場合、根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類等でも可能です。

特例計算シート

申請手続きのトップページに掲載の**エクセルファイル**をダウンロードし、**全ての入力項目をご記入**のうえ、添付してください。

B - 6. 法人成り特例 (2 / 4) (個人事業者から法人化した者)

中小法人等

■ 特例の内容

■ 法人設立日が2020年4月1日以前の場合

● 給付額の算出式

$$S = A - B \times 12$$

S: 給付額(上限額 **50万円**)

A: 2019年の法人化前の個人事業者の事業収入合計

B: 対象月における法人化後の法人の月間事業収入

● 適用要件: 法人設立日は以下の条件を満たすこと

→ 2020年1月1日と同年4月1日の間で、かつ対象月以前であること(対象月と同月も可能)

【例】2020年2月中に法人化した場合で、4月が対象月のパターン

< 2019年 >

個人事業者の事業収入

年	2019年											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
万円	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50

< 2020年 >

年	2020年											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
万円	50	50	50	30	50							

法人化

対象月

2019年の年間事業収入 = 50万円 × 12か月 = 600万円

2019年4月の事業収入 = 50万円

2020年4月の事業収入 = 30万円

- 2019年4月の月間事業収入が50万円、2020年4月の月間事業収入が30万円で、売上減少率は40%となる
 - 30%以上50%未満のため、給付対象となる
 - 売上減少率が30%以上50%未満となる月の中で、最も小さい事業収入の月は2020年4月であるため、対象月は4月となる
 - 法人設立日は2020年2月であり、対象月よりも以前の月なので適用要件を満たし、かつ**2020年4月1日以前**のため、**上限は50万円**となる
- 600万円 - 30万円 × 12 = 240万円 > **50万円**
- 給付額 50万円**

B - 6. 法人成り特例(3 / 4) (個人事業者から法人化した者)

中小法人等

■ 特例の内容

■ 法人設立日が2020年4月2日以降の場合

● 給付額の算出式

$$S = A - B \times 12$$

S: 給付額(上限額 **25万円**)

A: 2019年の法人化前の個人事業者の事業収入合計

B: 対象月における法人化後の法人の月間事業収入

● 適用要件: 法人設立日は以下の条件を満たすこと

→ 2020年4月2日以降で、かつ対象月以前であること(対象月と同月も可能)

【例】2020年5月中に法人化した場合で、5月が対象月のパターン

< 2019年 >

個人事業者の事業収入

年	2019年											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
万円	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50

< 2020年 >

年	2020年											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
万円	50	50	50	50	30							

法人化

対象月

2019年の年間事業収入 = 50万円 × 12か月 = 600万円

2019年5月の事業収入 = 50万円

2020年5月の事業収入 = 30万円

- 2019年5月の月間事業収入が50万円、2020年5月の月間事業収入が30万円で、売上減少率は40%となる
- 30%以上50%未満のため、給付対象となる
- 売上減少率が30%以上50%未満となる月の中で、最も小さい事業収入の月は2020年5月であるため、対象月は5月となる
- 法人設立日は2020年5月であり、対象月と同月なので適用要件を満たし、かつ2020年4月2日以降のため、上限は25万円となる

$$600万円 - 30万円 \times 12 = 240万円 > \underline{25万円}$$

給付額 25万円

B - 6. 法人成り特例(4 / 4) (個人事業者から法人化した者)

中小法人等

■ 特例の内容

■ 特例の適用要件を満たさない

【例】

2020年4月中に法人化した場合で、2月が対象月のパターン

個人事業者の事業収入

< 2019年 >

年	2019年											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
万円	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50

< 2020年 >

年	2020年											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
万円	50	30	50	50	50							

対象月 法人化

2019年の年間事業収入 = 50万円 × 12か月 = 600万円

2019年2月の事業収入 = 50万円

2020年2月の事業収入 = 30万円

- 2019年2月の月間事業収入が50万円、2020年2月の月間事業収入が30万円で、売上減少率は40%となる
- 30%以上50%未満のため、給付対象となる
- 売上減少率が30%以上50%未満となる月の中で、最も小さい事業収入の月は2020年2月であるため、対象月は2月となる
- 法人設立日は2020年4月であり、対象月以降の月なので**適用要件を満たさない**
- 事業収入を比較する2つの月の間に法人化をしていないため、**当該特例の適用対象外**となる